

麻薬小売業者免許申請

申請及び 問い合わせ先	安来市 松江保健所衛生指導課 〒690-0011松江市東津田町1741-3 (いきいきプラザ島根3階) TEL:0852-23-1317
	奥出雲町、雲南市、飯南町 雲南保健所衛生指導課 〒699-1396雲南市木次町里方531-1 TEL:0854-42-9515
	出雲市 出雲保健所衛生指導課 〒693-0021出雲市塩冶町223-1 TEL:0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町 県央保健所衛生指導課 〒694-0041大田市長久町長久ハ7-1 TEL:0854-84-9806
	江津市、浜田市 浜田保健所衛生指導課 〒697-0041浜田市片庭町254 TEL:0855-29-5556
	益田市、津和野町、吉賀町 益田保健所衛生指導課 〒698-0007益田市昭和町13-1 TEL:0856-31-9551
	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村 隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 TEL:08512-2-9719
提出書類	1 麻薬取扱者免許申請書
	2 医師診断書(有効期限1ヶ月) (申請者が個人の場合は診断書。法人の場合は麻薬関係業務を行う役員全員の診断書。)
	3 薬局開設許可証の写し
	4 申請者が法人又は団体であるときは、麻薬関係業務を行う役員についての組織図 (代表者の記名押印により証明されたもの)
提出部数	申請書、添付書類とも各1部
手数料	3,900円(島根県収入証紙)
備考	1 免許を受けることができる者は、①薬局開設許可を受け、かつ②自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用している者に限られます。
	2 薬局開設許可申請と同時に本申請を行う場合は、その旨を備考欄に記載し、薬局開設許可申請書の写しを添付して下さい。
	3 同一の申請者が複数の薬局で本申請を行う場合、添付書類のうち診断書については一方の薬局に原本が提出されていれば、他方は写しでも差し支えありません。 このとき、写しに「原本は〇〇月〇〇日〇〇保健所に提出済」と記載して下さい。
	4 麻薬保管庫として、かぎのかかる堅固な設備の設置が必要です。 堅固な設備とは、麻薬専用で金属製の施錠設備のあるもの等といい、重量金庫の他、盗難防止のため固定するなどして容易に移動し難い状態にした保管庫等をいいます。